



盆栽 四季折々の美しいみずほの国に住む私たちが、鉢物などと呼ばれる盆栽を眺めて、感じ入るとは不思議なものだ。自然の景観を植木鉢のなかに創り出すその技巧は、生きた植物等を相手にしてのさまざまな競いに終わりがなく、気の遠くなる芸術である。中国・唐時代の「盆景」が平安時代に日本へ入り、江戸時代に盆となり、粋な遊びとしてもてはやされた。名品には樹齢100年～300年の物があるといわれる。日本人の自然観と忍耐力、手先の器用さがもたらした趣味の粋かもしれない。優しい日本人の心だろう。(大阪城公園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 新たに従業員を採用したときは資格取得届の提出をお願いします
- 会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成27年4月分(5月納付分)から協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます
 - ・平成27年度の健診のご案内
- 社会保険事務説明会 ● 年金事務講習会 ● 労務事務講習会 ● 健康ウォーク
- 第60回大阪府社会保険協会写真コンクール入賞作品決まる ● 卓球大会が開催されました

職場内で回覧しましょう

新たに従業員を採用したときは 資格取得届の提出をお願いします

被保険者となる人

健康保険・厚生年金保険の適用を受けている事業所（適用事業所）に常時使用されている人は、本人の意思や国籍、性別、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。ただし、70歳以上の人は健康保険のみの被保険者になります。また、75歳からは後期高齢医療の被保険者になるため、健康保険の被保険者にはなりません。

「常時使用されている人」とは、雇用契約書の有無に関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として報酬を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。



常用的使用関係のパートタイマーの従業員

パートタイマー等の短時間労働者であっても、常用的使用関係にある場合は被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、次のように判断します。

① 1日または1週間の労働時間が一般従業員の所定労働時間のおおむね4分の3以上である。

② 1カ月の労働日数が一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上である。

※ただし、これらは一つの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、勤務内容等を総合的に判断します。

資格取得年月日

被保険者の資格取得年月日は、就労することによりその対価として報酬が発生する、事実上の使用関係が生じた日になります。

従業員としての適性をみるために、就業規則で一定の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得年月日になります。



資格取得届は5日以内に

事業主は、資格取得日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄の年金事務所（または事務センター）に提出してください。

添付書類は原則として不要ですが、「資格取得年月日」欄の日付が届書受付年月日から60日以上さかのぼる場合は、賃金台帳（コピー）と出勤簿（コピー）など、事実発生日の確認ができるものがが必要です。

また、60歳以上の方が退職後1日の間もなく再雇用された場合は、「被保険者資格取得届」と「被保険者資格喪失届」を同時に提出するとともに、以下の①と②両方、または③の添付が必要です。

①就業規則（コピー）、退職辞令（コピー） ※退職日の確認ができるもの

②雇用契約書（コピー） ※継続して再雇用されたことがわかるもの

③「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明 ※事業主印が押印されているもの

届出が正しく提出されないと、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金に影響が生じたりする場合があります。「被保険者資格取得届」は正しくすみやかに提出してください。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？



国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

手続きについて

お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

手続きに必要なもの

年金手帳



保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額15,590円（平成27年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット

①

退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の申請免除は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の申請免除は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット

②

保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

メリット

③

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送も可能です)。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。



手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

- ・老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- ・免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じて当時の保険料に加算金がつきますのでご注意ください。
- ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

●老齢基礎年金

- ・20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
- ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

●障害基礎年金

- ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。

●遺族基礎年金

- ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
- ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。



(注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

平成27年4月分(5月納付分)から 協会けんぽ大阪支部の保険料率が改定されます

平成27年度の協会けんぽ大阪支部の健康保険料率および介護保険料率は、**例年より1カ月遅れての、本年4月分(5月納付分)からの適用**となります。

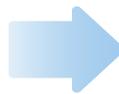
保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、加入者・事業主の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は5月分(5月納付分)から改定となります。

健康保険料率【大阪支部】

平成27年3月分(4月納付分)まで

10.06%



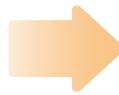
平成27年4月分(5月納付分)から

10.04%

介護保険料率【全国一律】

平成27年3月分(4月納付分)まで

1.72%



平成27年4月分(5月納付分)から

1.58%

- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わり、合計**11.62%**になります。
- 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、4月分（5月納付分）からとなります。また、**賞与については、支給日が4月1日分**からとなります。

基本保険料率・ 特定保険料率とは

健康保険料率（10.04%）のうち、**6.21%**分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる**基本保険料率**となり、**3.83%**分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる**特定保険料率**となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

**加入者お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率軽減の大きな力になります!!**



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 **06-7711-4300** (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

平成27年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めさせていただくために、健診を実施しております。年度内(4月～翌年3月)に1回に限り、協会けんぽからの補助により、一部の負担で受診できます。※被保険者の方と被扶養者の方では、受診できる健診の種類、健診機関、申込方法が異なりますのでご注意ください。



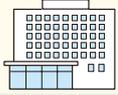
被保険者および被扶養者の健診申し込みから受診までの流れ

被保険者(ご本人)さま

◆対象者 35歳から

申込方法

希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、182カ所の健診機関で、受診できます)



生活習慣病予防健診(一般健診)

申込書を記入後、協会けんぽへ郵送する



予約日に、保険証を持参して受診



- 3月下旬にお送りいたします申込書は平成27年1月時点のデータをもとに作成送付をしています。健診の対象となる方で、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りする手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診の受診日が近くなると予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。(協会けんぽから書類を受付した旨の連絡・通知はありません)



インターネットサービス(情報提供サービス)を利用した健診データのダウンロード、アップロード(健診申込)を平成27年3月2日(月)から開始しています。ぜひご利用ください。

※インターネットサービスの利用には、事前にID・パスワードの取得が必要です。

被扶養者(ご家族)さま

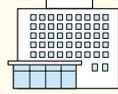
◆対象者 40歳から

申込方法

4月に被保険者さまのご住所あてに被扶養者さまの受診券を送付



希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、約4,500カ所の健診機関で、受診できます)



予約日に、受診券、保険証を持参して受診



- 受診券は、平成26年12月時点のデータをもとに作成、送付をいたします。
- 平成26年12月以降に加入登録された方、保険証の記号番号が変更された方、受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請をお願いいたします。
- 平成27年度につきましても、特定健康診査の受診券につきましても、被保険者さまのご住所あてに被扶養者さまの受診券を直接送付いたします。
- 被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券については事業主さまあてに送付しますので、被保険者さまを通じ、被扶養者さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

健診の申請手続きや検査項目の詳細、費用等は、3月下旬にお届けいたします健診のご案内またはホームページをご覧ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

社会保険事務説明会

【医療保険のしくみ・年金保険のしくみ】

新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者の方、また新しく事務担当者になられた方を対象に「社会保険事務説明会」を開催します。

- **日程・場所・定員** 平成27年5月26日(火) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)
平成27年6月24日(水)
開催時間：午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体町4-11>
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)。
- **参加費用** ● **会員事業所に勤務されている方 無 料**
● **非会員事業所に勤務されている方 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** (5月26日分)平成27年4月24日(金)必着
(6月24日分)平成27年5月15日(金)必着
- **申込方法** ① 社会保険事務説明会 参加申込書(コピー可)
② 平成27年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー
③ 宛先を明記した返信用はがき
①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
④ **年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。**(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)
参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。
※お申し込みはどちらか1回、1事業所、1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

-----キリトリ線-----

社

社会保険事務説明会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()		性別	男・女
(フリガナ) 参加者氏名				
参加希望日	月	日 ()	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務講習会

『老齢(基礎・厚生)年金の基礎』

～いつからもらえるの？私の年金～

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員** 平成27年6月16日(火) (定員 100名)
開催時間：午後1時30分～4時30分
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体町4-11>
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所に勤務されている方 無 料**
●**非会員事業所に勤務されている方 1,000円**
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成27年5月15日(金)必着
- **申込方法** ① 年金事務講習会 参加申込書(コピー可)
② 平成27年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー
③ 宛先を明記した返信用はがき
①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
④ **年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。**(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)
参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。
※お申し込みは1事業所、1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

①

年金事務講習会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号
事業所所在地	〒 ー		
電話番号	()		性別 男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
開催日	6月16日(火)	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務講習会

『労働保険・社会保険の給付の基礎』

～保険給付のしくみと流れ～

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員** 平成27年5月13日(水) (定員 100名)
開催時間：午後1時30分～4時30分
薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4>
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方(健康保険組合に勤務されている方を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所に勤務されている方** 無 料
●**非会員事業所に勤務されている方** 1,000円
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成27年4月24日(金)必着
- **申込方法** ① 労務事務講習会 参加申込書(コピー可)
② 平成27年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー
③ 宛先を明記した返信用はがき
①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
④ **年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)**
参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。
※お申し込みは1事業所、1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線



労務事務講習会 参加申込書

事業所名称			健康保険被保険者証 記号・番号
事業所所在地	〒 -		
電話番号	()		性別 男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
開催日	5月13日(水)	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

健康ウォーク

大和川自転車道

- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成27年5月16日(土) ※雨天決行
- 集合場所・時間 JR/阪和線 堺市駅 午前10時00分集合
- コ ー ス 堺市駅→東雲公園→浅香公園→遠里小野橋→大和川自転車道→あびこ公園→
行基大橋→下高野橋→長居公園→JR・長居駅 } 約13km
※解散は午後3時頃の予定
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。
- 参加費用 **無料**
参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。
【持参されない場合、有料(500円)になりますのでご注意ください】
- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称 _____ 電話 (_____)

勤務先住所 〒 _____

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会

第
60回

大阪府社会保険協会写真コンクール

入賞作品については、日本写真家協会員・藤本俊一先生、全日本写真連盟大阪府本部副委員長・今村昭一先生と関係者により慎重に審査を行い、次のとおり決定しました。

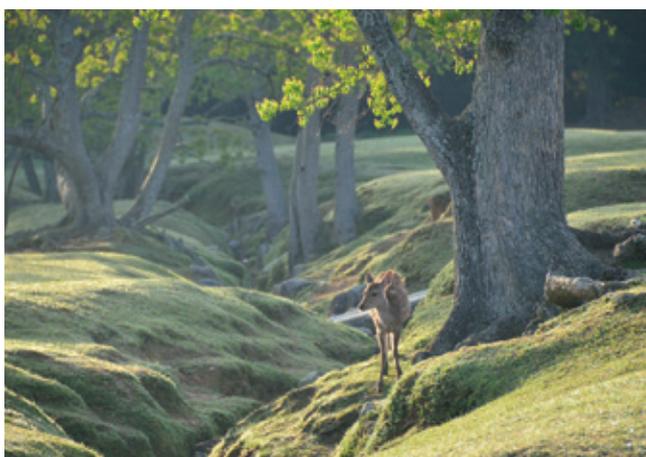
入賞作品
決まる

推薦



「愛し子」

松岡 泰子 ＊ 宏鉄工業(株)



特選

「新緑の朝」

金関 保雄 ＊ 田中土建(株)



特選

「ひととき」

柳原 薫彦 ＊ (株)シイナ



特選

「久しぶりの雪道に戸惑い」

松井 斐文子 ＊ (有)サムズ



「愛し子」

松岡 泰子 ◆ 宏鉄工業(株)

幸せな家族編ですね。作品を見る人に幸せとはこれだ！と見せつけ、また見る人もそうだと喜ぶ。心豊かな、美しい絶品の幸せ写真です。満面の幸せ感の表情を捉えたカメラワークと、幼児の千両役者ぶりに思わず拍手を送りました。あどけない手足、ぶっきらぼな表情、人間の営みの一瞬が、こんな素晴らしい情景で写真に記録され、家族のみならず、周囲の人たちにまで幸せを分かち合えるなんて、凄いことですね。そんな過ぎ行く一瞬を捉えた撮影者も、また自分史に刻み込んだ充実感が倍加し、嬉しい限りです。写真とは、このような一瞬の出来事がカメラに保存され、半永久的に現実を伝えていくのです。構図も、空間が実に巧みで効果的、嬉しい秀作で、値千金の重みを感じる素晴らしい一品です！

(藤本 俊一)



「新緑の朝」

金関 保雄 ◆ 田中土建(株)

写真は光の芸術といわれています。なだらかな陰影で地上の表情を表現し、心休まる緑の濃淡は安らかで静かに私たちを包み込んでくれています。右の大木に可憐な鹿の組み合わせの巧みさは素晴らしい。自然の一瞬に、こんな表情が詰まっていることを発見させてくれる秀作ですね。なによりもひとつひとつ無駄のない構成は賞賛に値し、高く評価します。

(藤本 俊一)



「ひととき」

柳原 薫彦 ◆ (株)シイナ

思わず笑みがこぼれる作品です。なにかのイベントがあったのでしょうか。この格好、ご当人だって相当、勇気をふるったはずです(?)。立派な口髭をたくわえた羽織袴姿の紳士が電車に乗ってれば誰だってギョッと、そしてカメラを向けるでしょう。車外では街が流れていきます。車内では、ひとりはスマホに笑顔、もうひとりはカメラに渋面。写真の要素のひとつは「対比」です。被写体の対比もさることながら、ノスタルジーとエスプリの同居する心情対比が素晴らしいですね。一種のカリカチュアととらえることのできる作品です。

(今村 昭一)



「久し振りの雪道に戸惑い」

松井 斐文子 ◆ (有)サムズ

思いがけず古都に雪が舞うなか、着物姿の女性の先を急ぐ様子がうまく表現されています。「久しぶりの雪やけど、迷惑なこっちゃん」とでも呟きながら、女性には少しく戸惑いの表情が見えます。私たちはたいてい「おもしろい」「きれい」「珍しい」などの形容詞を感じて、シャッターを切ります。さまざまな形容詞が画面から伝わるような作品に仕上がっています。写真は出会いの芸術です。出会いは待つばかりではなく、自ら探すことも大切です。雪を見た瞬間、迷わずカメラを持って飛び出した作者の判断力と勇氣に拍手を送ります。

(今村 昭一)

《入選》

「どろんこの青春」 稲葉 太一郎 * (株)加茂ゴム工業

「湿原の妖精」 中尾 義雄 * (有)クローバー

「白銀の笑顔」 池田 よつ子 * (株)ファミリー

「辻廻し脇役大健闘」 松井 良介 * (株)シリアス

「希望」 池田 和 彦 * (株)池電テック

「花嫁」 青木 幸雄 * (株)関西工具製作所

佳作については紙面の都合上、作品名・氏名等は省略させていただきます。

審査総評

藤本 俊一(日本写真家協会員)

目を見張るような写真機材の進歩に驚かされます。その歩みに、カメラの使い方がますます複雑化して作品を創るためのカメラワークで、苦勞されている人が増えているのではないかと心配大です。

とはいえ、作品の質も進化し、手応えがしっかりと感じられます。今年度の応募作品の傾向がやや狭義で、もっと自由で多様な内容に踏み込んだ作品づくりを期待いたします。人の営みとともに喜怒哀楽と、伝えられてきたものを伝えていく、伝承の内容をテーマに取り上げていくことも大変に重要です。記録性という本質で、写真なればという作品が生み出しているのは、大変嬉しいことで、毎年優れた作品を見るのが楽しみです。

皆様に提案したいことは、「今年一品」として、ご自分の一番納得できた作品を、最近の代表作として自分自身で選出し、制作解析して、作品応募にも活用してください。それが重なればご自分の「一生一品」の代表作が作れますよ！がんばってください。

卓球大会が開催されました

第59回大阪府社会保険協会卓球大会が、平成27年2月7日(土)ボディメーカーコロシアム(大阪府立体育会館)第一競技場において開催されました。

白熱した好ゲームが繰りひろげられました。結果は次のとおりです。

個人戦

男子の部

- 優勝 西川 和久 <ダイハツ工業(株)>
- 準優勝 伊庭 知宏 <ダイハツ工業(株)>
- 第3位 後岡 優太 <(株)社会保険研究所>
- 第3位 大槻 泰之 <(株)社会保険研究所>



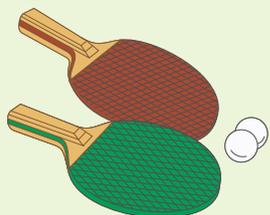
女子の部

- 優勝 廣島 亜紀 <(株)社会保険研究所>
- 準優勝 喜連 里実 <(株)社会保険研究所>
- 第3位 小中 幸子 <大阪シティ信用金庫>



団体戦

男子の部



- 優勝 (株)社会保険研究所
- 準優勝 パナソニック (株) (B)
- 第3位 (株)クボタ (A)

